

# 倶 楽 部 利 用 約 款



社 団  
法 人

湯河原カンツリー倶楽部

神奈川県足柄下郡湯河原町吉浜2020番地

TEL 0465(62)2551~4

(約款の適用)

第1条 当倶楽部を利用される方(会員・非会員を問わず)は、湯河原力ンツリー倶楽部会則(定款・細則)による外、本約款に従ってご利用頂きます。

(利用契約の成立)

第2条 当倶楽部においてプレーしようとする方は、当日フロントにおいて所定の名簿に署名して下さい。

それにより、当倶楽部は署名者の施設利用をお引き受けすることになります。但し、第4条の各号に該当する方は、施設の利用をお断り致します。

(利用の申込み予約金・違約金等)

第3条 プレーの申込みは、倶楽部で取り決めた予約開始日からプレー前日までの間に予約者(複数の場合はその人数と責任ある代表者、会員及び紹介を受けた者)予約日及びスタート希望時刻を明示して、フロントに申し込んで下さい。申込みの際には、予約金のお支払いを求めていることがありますが、その取扱い及び違約の場合の手続きについては、当倶楽部の別に定める予約金取扱い規程に従って頂きます。

上記予約者が所定の定員に満たない場合は、当日においてもプレーの申込みをすることが出来ます。

(施設利用の拒絶)

第4条 当倶楽部は、次の場合には施設の利用並びに利用の継続をお断りすることがあります。

1. 満員でスタート時間に余裕がないとき。
2. 天災その他やむを得ない事情により倶楽部をクローズするとき。
3. 暴力団対策法による指定暴力団、その他これに類する暴力団の構成員又は関係者(これに準ずると認めたる者を含む)。
4. 暴力的言動、賭博その他公序良俗に

反する行為をする恐れのある方。

第5条 利用継続の拒絶を受けた方はプレーの途中でであっても直ちにプレーを中止し、速やかに当倶楽部から退去して頂きます。この場合でも利用料金の全額はお支払い頂きます。

1. 施設の利用開始後に第4条に該当することが判明した方。
2. その他当倶楽部を利用継続されることが好ましくないと判断した方。

(休業日・開場時間)

第6条 当倶楽部の各施設の休業日と開場時間は当倶楽部の定めるところによります。ただし臨時的に変更することがあります。

(金銭その他貴重品)

第7条 金銭その他貴重品については、貴重品ロッカーご利用又は、フロントにてお預けください。

フロントにお預けの場合は、当倶楽部所定の封筒にて、記名封印の上お預けいただかない限り責任を負いません。

お預り品は、預り証の持参人に預り証と引き換えにお返しします。

預り証を紛失した場合は直ちに届け出下さい。

貴重品ロッカーご利用の場合は、鍵は各自の責任において管理し、その事故については当倶楽部は責任を負いません。

ロッカー、浴室、コース内等で盗難や紛失等の事故があっても当倶楽部では一切の責任を負いません。

(携帯品・自動車)

第8条 携帯品や場所を提供している駐車場の自動車の盗難、損傷等については、当倶楽部は責任を負いません。

(ロッカーの利用)

第9条 ロッカーの利用については、使用した際

完全にロックされていることを確認し、利用者の責任においてご使用ください。また、ロッカー内の収容品の盗難・紛失等の事故があっても当倶楽部では一切の責任を負いません。

(宅急便の取扱い)

第10条 宅急便によるゴルフクラブ・手提げバック・シューズケース等の取次ぎは致しますが、お取次ぎ中の物品についての紛失・損害等は責任を負いません。

(プレーヤーの危険防止責任とエチケット・マナーの厳守)

第11条 ゴルフは時により危険を伴う場合がありますので、プレーヤーはエチケット・マナーを守り、キャディのアドバイスの如何にかかわらず自己の責任でプレーして頂きます。

(作動するカートの前に立たぬこと)

第12条 カート運行時の安全確保のため下記の注意事項をお守り下さい。

- 1.発進ボタン操作は全員が乗車したことを確認して行って下さい。
- 2.カート発進時またはカート走行中に、カートの前には絶対に立たないで下さい。
- 3.急な下り坂の途中では、停止させないで下さい。

(ティグラントにおける素振り)

第13条 素振りは、ティ・マーク内の打席又は特に指定された場合以外ではなさらないで下さい。また、プレーヤーは、自分の打順がくるまえは、みだりにティ・グラウンドに立ち入らないで下さい。

(飛距離の確認)

第14条 先行組に対しては、後続組のプレーヤーはキャディのアドバイス如何にかかわらず自己の飛距離を自分で判断して先行組に打込まないよう打球して下さい。

(フォアキャディの合図)

第15条 フォアキャディの合図は、先行組が通常第2打を打ち終り、通常の飛距離外に前進したと判断されるときは合図でありますから、合図があっても打者は自己の飛距離を自分で判断して打球して下さい。

(打者の前方に出ないこと)

第16条 同伴プレーヤーは、打者の前方には絶対に出ないで下さい。

(隣接ホールへの打込み)

第17条 隣接ホールへの打込みは特に危険ですから、プレーヤーは自己の飛距離、飛行方向について適切に判断し慎重に打球して下さい。

隣接ホールに打込んだ場合には、そのホールのプレーヤーに合図をし邪魔にならないよう打球するとともに、自己の同伴プレーヤーにも十分気をつけて打球して下さい。

(避難および避難所)

第18条 後続組に対して打球させるときは、先行組のプレーヤーは、後続組の打者が打ち終わるまで、安全な場所に退避して下さい。

退避所の設けてあるホールでは、後続組が打ち終わるまで必ず退避所内に退避して下さい。

(ホール・アウト後の退去)

第19条 ホール・アウトした場合は、直ちにグリーンを去り、後続組の打球に対し安全な場所を通り、次のホールへ進んで下さい。

(雷鳴があった場合)

第20条 雷鳴があった場合には直ちにプレー又は練習を中止し、退避所等安全と思われる場所に退避して下さい。

(火気使用の禁止)

第21条 コース内や倶楽部ハウス内の火気使用は所定場所以外は厳禁とします。  
マッチの燃えがら、タバコの吸がらは必ずよく消して灰皿にお入れください。  
〔ティグラント以外のコース内は禁煙とします。〕

(違背の場合の責任)

第22条 利用者がこの利用約款に違反して、第三者に傷害等の事故を発生させた場合又は、自ら傷害等の被害を受けた場合は、当倶楽部は一切損害賠償等の責任を負いません。

(プレー終了後のクラブの確認)

第23条 利用者がプレーを終了した場合は、クラブを点検し、間違いがないか慎重に確認して下さい。  
確認後は、クラブの不足、瑕疵等について、当倶楽部は責任を負いません。

(施設に損害を与えた場合)

第24条 利用者の故意または過失により、当倶楽部の施設に損害を与えた場合は、その損害額を支払って頂きます。

(施設内への持込品禁止)

第25条 施設内に下記のものを持ち込むことをお断りいたします。

- 1.動物のペット類
- 2.著しく悪臭の放つもの
- 3.銃砲刀剣類
- 4.発火、爆発のおそれのあるもの
- 5.騒音を発するもの
- 6.その他、他人に迷惑、危険を及ぼし、又は不快感を与える恐れのあるもの

(行為の禁止)

第26条 施設内で下記の行為はお断りいたします。

- 1.賭博、その他風紀をみだす行為
- 2.物品販売、宣伝広告等の行為
- 3.利用者以外のコース内立入り(特に許可する場合は除く)
- 4.他人に迷惑を及ぼし、又は、不快感を

与える行為(暴力的言動等)

5.食堂、フロントでの携帯電話機の使用  
(施設利用の際の服装等)

第27条 当倶楽部にご来場の際は次のことをお守り下さい。

- 1.来場者は倶楽部の品位を保ち、周囲に違和感を与えぬよう常識的な服装をお願い致します。
- 2.サンダル履き、トレーナーなどラフな服装でのご来場はご遠慮下さい。
- 3.プレーの際は、男性は、襟付きのシャツを着用し、裾はズボンの中に入れて下さい。スニーカーソックスはご遠慮下さい。  
女性は、タンクトップや超ミニスカートのような極端に肌の露出する服装はご遠慮下さい。
- 4.ファッションタトゥを含む入れ墨の方の来場はお断りします。

(非会員の債務の保証)

第28条 会員が同伴又は紹介した利用者(非会員)が当倶楽部に対して負担するゴルフ場利用に伴う一切の債務及びその利用者が当倶楽部に与えた損害金の支払い債務については、会員は利用者の履行につき利用者と連帯して保証して頂きます。

(非会員の周知依頼)

第29条 会員は本規定の内容を同伴又は紹介した利用者(非会員)に対して周知徹底するよう協力願います。

第30条 会則及び本規定に定めのない事項はゴルフプレーの精神に則り、信義・誠実の原則に従って解決されるものとします。

(付則)

本規定は、平成3年6月1日から施行する

(改定)

平成7年1月27日  
平成20年3月16日